

**土浦市中心市街地空き店舗を活用した  
新たなビジネスモデル創出事業の実施に関する  
公募型プロポーザル応募要領**

**令和6年5月  
土浦市**

# 目次

1	趣旨.....	1
2	補助対象要件.....	1
3	補助対象経費.....	2
4	補助金額の限度額.....	2
5	参加資格要件.....	2
6	プロポーザル実施スケジュール.....	3
7	プレゼンテーション及びヒアリング.....	5
8	提案の審査・評価及び候補者の選定.....	6
9	審査結果の通知及び公表.....	8
10	補助金の交付申請等.....	8
11	留意事項.....	8
12	問合せ先(担当課).....	9

# 1 趣旨

本市中心市街地における商業店舗の状況は、モーターレーゼーションの普及や郊外型大型店舗の増加、経営者の高齢化や後継者不足により、シャッターを閉める店舗が増え、現在に至る。

この状況の打開には、まちなかへ新たな人の流れや若者の呼び込みなどが必要であり、駅前を中心とした商店街のにぎわい創出には、ハード事業とソフト事業を組み合わせながら取り組んでいくことが重要となっている。

このようなことから、今般、「地域の人材・資源・資金を活用した新規性・独自性が高い新たなビジネスモデルの創出」により、中心市街地の活性化を図ることとし、「土浦市中心市街地空き店舗を活用した新たなビジネスモデル創出事業」として民間事業者が実施する事業を募り、対象事業の実施にあたっての支援（以下「補助」という。）を行って地域課題の解決に取り組む。

なお、本要領は、上記補助に係る候補者（以下「候補者」という。）を公募型プロポーザル方式によって特定するために必要な事項を定めるものとし、プロポーザルの実施にあたっては、本要領に定めるもののほか、「土浦市地域経済循環創造事業費補助金交付要項」及び「土浦市地域経済循環創造事業選定委員会設置要項」に基づき行うものとする。

## 2 補助対象要件

下記の要件を満たす取組について、事業立ち上げ段階における費用(初期投資費用)の補助を行う。

### ①地域農産物や地域原材料の利用促進

れんこんをはじめとする様々な農産物や水産品など、地域特産物の付加価値向上への取組

### ②中心市街地空き店舗の活用

土浦駅前周辺の空き店舗利活用促進の取組

### ③新規性・独自性の高い事業の実施

単なる店舗販売に留まらず、市内初となるような新規性が高い事業の立ち上げにより、地域の新たなビジネスモデルとなるような取組

### ④地域経済循環の促進

事業実施者のみでなく、地域経済への波及効果が見込める取組

### ⑤地域人材の活用による雇用創出

地域での新たな雇用創出につながる取組

### ⑥持続可能な事業運営

販路や採算性を確保し、地域の金融機関との密接な連携のもとで、経営等についてのフォローアップ体制を構築した取組

○ 補助の実施には、国の定める審査機関においての事業採択が必要となることから、不採択となった場合は補助は行わない。

### 3 補助対象経費

施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備および構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕および購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入およびリース・レンタルに係る経費（事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む）
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入およびリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、民間事業者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、民間事業者が直接行う調査研究に係る経費は除く。

### 4 補助金額の限度額

50,000,000円を上限とする。

※この金額は、補助金額を示すものではない。

※地域金融機関等から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、地域金融機関等から受ける融資額が補助金額と同額以上になること。

※補助金額は、補助対象経費から地域金融機関及び日本政策金融公庫からの融資額並びに補助対象事業を行う者の自己資金の合計額を差し引いた額とし、2,500万円（融資額が補助金額の1.5倍以上2倍未満である場合にあっては3,500万円、2倍以上である場合にあっては5,000万円）を上限とする。

### 5 参加資格要件

2に掲げる補助対象要件を全て満たし、かつ、次に掲げる要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 国税及び市税の滞納がないこと。
- (2) 事業実施について本補助事業以外の公費による補助を受けていないこと。
- (3) 事業への取り組みにあたり、地域金融機関等からの融資（無担保）見込があること
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13条に規定する接客業務受託営業を行わない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が役員等となっている者でないこと。
- (6) 土浦市地域経済循環創造事業補助金交付決定日（令和6年10月下旬予定）の翌日から令和7年3月15日までに事業を完了できること。

## 6 プロポーザル実施スケジュール

### (1) 全体スケジュール

日 程	内 容
令和6年5月30日(木)	公募開始
令和6年5月30日(木)～ 令和6年7月31日(水)17:15	応募要領等公表 ※土浦市ホームページからダウンロード
令和6年5月30日(木)～ 令和6年7月 1日(月)17:15	質問書提出
令和6年7月10日(水)	質問に対する回答掲載
令和6年5月30日(木)～ 令和6年7月31日(水)17:15	参加表明書提出
令和6年8月 1日(木)～ 令和6年8月 2日(金)	参加資格要件の確認・決定 参加資格要件確認結果の通知
令和6年8月 5日(月)～ 令和6年8月 9日(金)17:15	企画提案書等提出
令和6年8月22日(木)予定	選定委員会開催(※プレゼンテーション)
令和6年8月26日(月)予定	審査結果の通知(候補者の特定)
令和6年9月2日(月)～9月6日(金)予定	国採択申請
令和6年10月下旬	国での事業採択後、市交付決定

### (2) 公募要領等の公表

- ア 期間 令和6年5月30日(木)から令和6年7月31日(水)まで  
イ 方法 土浦市ホームページ

### (3) 質問の受付及び回答

本公募要領等に対する質問がある者については、質問書(様式第1号)に質問事項及び必要事項を記入の上、土浦市産業経済部商工観光課まで電子メール(shoukou@city.tsuchiura.lg.jp)にて質問すること。

メールタイトルは【事業者名】土浦市中心市街地空き店舗を活用した新たなビジネスモデル創出事業質問書とし、メールの送信後、すみやかに土浦市産業経済部商工観光課へ電話(029-826-1111[内線2702])で受信確認を行うこと。

質問に対する回答は、土浦市ホームページで公表する。受付期間中であっても、整理ができたものから随時公表する予定である。

なお、単なる意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

### (4) 参加表明書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記に規定する提出書類を土浦市産業経済部商工観光課(〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号 ウララ3階)ま

で持参又は特定記録郵便にて郵送すること。提出された書類に基づき、参加資格要件を確認する。

また、いかなる場合においても、提出期限後の提出は受け付けない。

ア 提出期限

令和6年7月31日（水）午後5時15分（必着）

イ 提出書類（参加表明時）

番号	提出書類名	説明等
1	参加表明書（様式第2号）	
2	参加事業者の概要・実績等（様式第3号）	
3	誓約書（様式第4号）	
4	登記事項証明書	写し可
5	市税に係る納税証明書	写し可
6	法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書	写し可
7	金融機関からの融資額を確認できる書類	写し可

※5、6については、発行後6ヵ月以内のものとする。

**（5）参加資格要件の確認**

参加資格要件の確認は、土浦市産業経済部商工観光課において、参加表明書の提出日を基準として、この要領に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。

参加資格要件を満たしていることが確認できない場合や、参加資格要件確認後から補助の交付決定までの間に要件を欠くような事態が発生した場合は、失格とする。

**（6）参加資格要件確認結果の通知**

参加表明書（様式第2号）を提出した者へ電子メールで通知するとともに郵便により発送する。

**（7）参加辞退届の提出**

参加表明後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、書面にて参加辞退届（様式第5号）を土浦市産業経済部商工観光課へ提出すること。

## (8) 企画提案書等の提出

- ア 受付期間 令和6年8月 5日(月)～  
令和6年8月 9日(金)午後5時15分(必着)
- イ 提出方法 午前8時30分から午後5時15分の間に、下記に規定する提出書類を土浦市産業経済部商工観光課まで持参又は特定記録郵便にて郵送すること。  
なお、いかなる場合においても、提出期限後の提出は受け付けない。  
なお、参加表明書の提出があったにもかかわらず、企画提案書等が期限までに提出されない場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとする。
- ウ 提出書類  
(ア) 企画提案書(様式第6号)  
次の事項がわかるように記載すること。  
1 事業内容  
2 地域資源活用  
3 雇用創出  
4 事業効果  
5 事業開始後のフォローアップ体制  
6 実施スケジュール  
(イ) 企画提案書に添付する書類  
補足・参考資料(任意書式)  
(ウ) 初期投資計画書(様式第7号)
- エ 提出部数  
各10部

## 7 プレゼンテーション及びヒアリング

提案者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。ただし、提案者が一事業者のみである場合などは、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施しないことがある。

### (1) 実施日

令和6年8月22日(木)(予定)

実施日時及び留意事項について、土浦市産業経済部商工観光課から提案者に対し別途通知する。なお、通知は、参加表明書(様式第2号)に記載されたメールアドレス宛に電子メールにて送付する。

プレゼンテーション及びヒアリングによる審査の順番は、企画提案書の受付順番とする。

### (2) 実施場所

土浦市役所本庁舎内に存する土浦市が指定する会議室(予定)

(〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号)

### (3) 内容

企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施する。

### (4) 制限時間

1 提案者につき40分程度(プレゼンテーション20分、ヒアリング20分程度)とする。

### (5) 機材

- ア プレゼンテーションについては、原則企画提案書及び添付資料等により行うが、プロジェクター等を使用して説明することも認める。
- イ 当日に資料の追加提出・配布はできないものとする。
- ウ パソコン等については提案者で用意すること。なお、プロジェクター等は土浦市産業経済部商工観光課で準備する。

### (6) 出席者

出席者は、説明、質疑応答、機器等の操作を含め1提案者あたり3名までとする。

### (7) 傍聴等

プレゼンテーションは非公開とする。また、他の提案者による傍聴は認めない。

## 8 提案の審査・評価及び候補者の選定

### (1) 選定委員会の設置

- ア 選定を厳正かつ公平に行うため、別に定める「土浦市地域経済循環創造事業選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置し、事業内容等の審査及び提案の評価を実施する。
- イ 選定委員会は、観光・産業振興、企業誘致、中心市街地の活性化等に関する業務を担当する市職員で構成する。

### (2) 審査・評価基準

審査・評価は、企画提案書等の内容(プレゼンテーション及びヒアリングの内容を含む。)について、選定委員会において次の基準に基づき点数化し、提案者の順位及び候補者を選定する。

審査・評価項目や基準、配点は次のとおりとする。

**【審査・評価基準】**

審査・評価項目	審査・評価基準	配点
1 事業内容	・具体性、実現性の高い事業となっているか	10点
	・新規性・モデル性が高い事業となっているか	15点
2 地域資源活用	・幅広く地域の資源を活用する事業となっているか	10点
3 雇用創出	・地域の新たな雇用創出に期待できるか	10点
4 事業効果	・新たな人流の誘導や若者の呼び込みの効果が見込めるか	20点
	・地域への波及効果(地域経済循環)が見込めるか	20点
5 事業開始後のフォローアップ体制	・事業の継続性、持続性が見込めるか	10点
6 見積額	・見積金額について	5点
合 計		100点

※評価点は、選定委員1人につき100点である。

**(3) 候補者の選定**

- ア 選定委員の評価点の合計点数が最も高い提案者を候補者として選定する。  
 ただし、最も高い提案者の合計点数が満点の60%未満である場合は、候補者なしとする。
- イ 評価点合計が同点となった場合の取扱い  
 評価点合計が同点の場合は、次の手順に従い、順位をつけるものとする。  
 第1手順：「事業効果」の得点の高い者  
 第2手順：「事業内容」の得点の高い者
- ウ 失格要件  
 以下の（ア）から（カ）のいずれかに該当した場合には、選定委員会において協議の

うえ、失格とする。

- (ア) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (イ) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (ウ) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (エ) 選定委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）に欠席した場合
- (オ) 選定委員会の委員長または委員に直接、間接問わず連絡を求めた場合
- (カ) その他、選定委員会において不相当と認められた場合

## 9 審査結果の通知及び公表

審査結果は、提案者全員に文書により通知するとともに、土浦市ホームページにて、全ての提案者の評価項目ごとの評価点及び評価点合計を公表する。ただし、候補者以外の提案者名については掲載しないこととする。

また、審査結果の内容に関する問合せには応じない。

## 10 補助金の交付申請等

候補者選定後、国において事業計画等の審査を行います。審査の結果、事業採択となった場合には、土浦市地域経済循環創造事業費補助金交付要項の規定に従い、補助金の交付申請を行っていただきます。

なお、事業不採択となった場合には、補助は行いません。

## 11 留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に伴う費用は、全て公募参加者（提案者）の負担とする。
- (2) やむを得ない事由がある場合、本プロポーザルを停止、中止する場合がある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を土浦市に請求することはできないものとする。
- (3) 提出書類を郵送で提出する場合には、郵便事故等により、申請書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできないものとする。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 企画提案書等の著作権等の取り扱い  
企画提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。
  - ア 企画提案書等の著作権は、本企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。  
ただし、市が必要と認める場合には、提案者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
  - イ 市は提出された企画提案書等について、土浦市情報公開条例（平成20年9月28日条例第28号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、提案者の同意が得られない場合はこの限りではない。

また、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示とすることができるものとする。

なお、本プロポーザルの候補者特定前において、候補者の特定に影響がでる恐れがある情報については特定後の開示とする。

- (6) 提出書類等に記載された個人情報、本プロポーザルに関してのみ使用し、それ以外には使用しない。
- (7) 審査結果に係る異議申し立てはできないものとする。
- (8) 本プロポーザルに係る説明会は、実施しない。

## 1 2 問合せ先（担当課）

〒300-8686

茨城県土浦市大和町9番1号 ウララ3階

土浦市産業経済部商工観光課

電 話 : 029-826-1111 (内線2704)

F A X : 029-823-9220

Eメール: shoukou@city.tsuchiura.lg.jp